

関係府省提出資料

通番	ヒアリング事項	府省	ページ
45	建設業許可申請等に係る都道府県経由事務の見直し	国土交通省	1～12
10	子ども・子育て支援新制度における保育士等の処遇改善に係る制約の見直し	内閣府	13～17
5	家庭的保育事業等における連携施設に関する要件の見直し	厚生労働省	18～21
7	保育所型事業所内保育事業の受入れ児童の対象年齢の拡充等	厚生労働省	22
15	町村の都市計画に係る都道府県同意の廃止	国土交通省	23～28
12	育児休業等の期間延長に係る手続の見直し	厚生労働省	29～33

建設業許可等に係る經由事務について

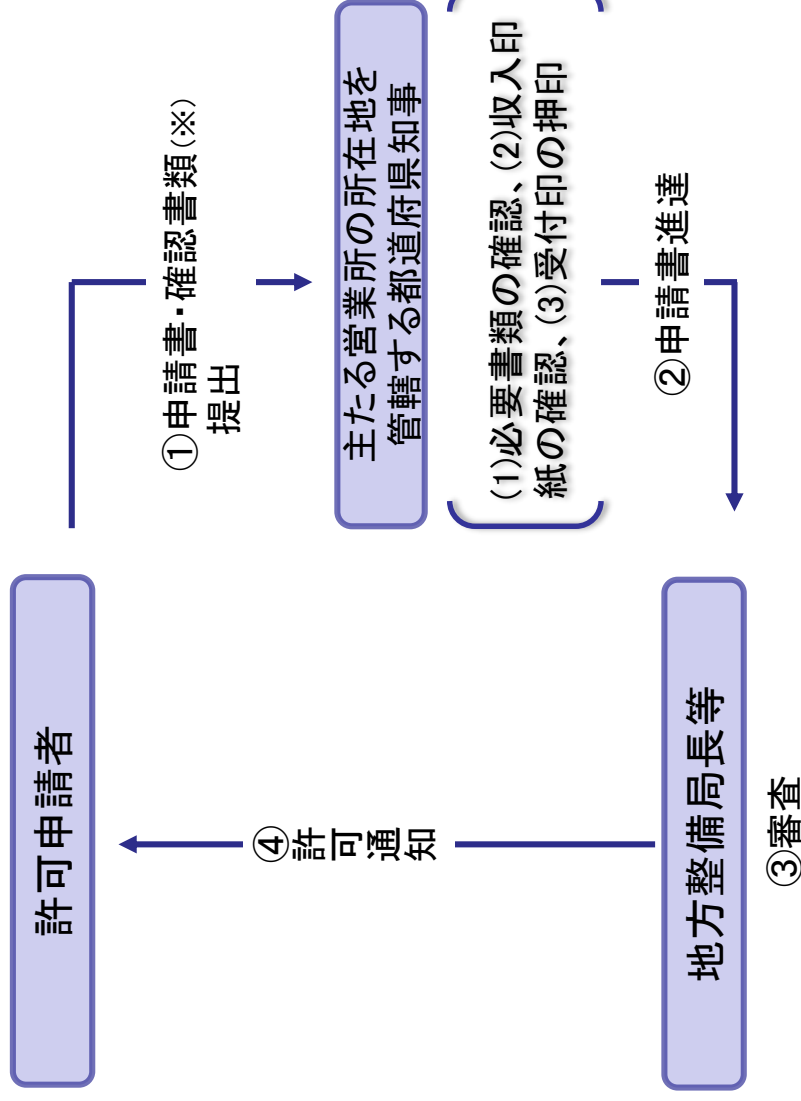
平成30年10月22日

国土交通省 土地・建設産業局

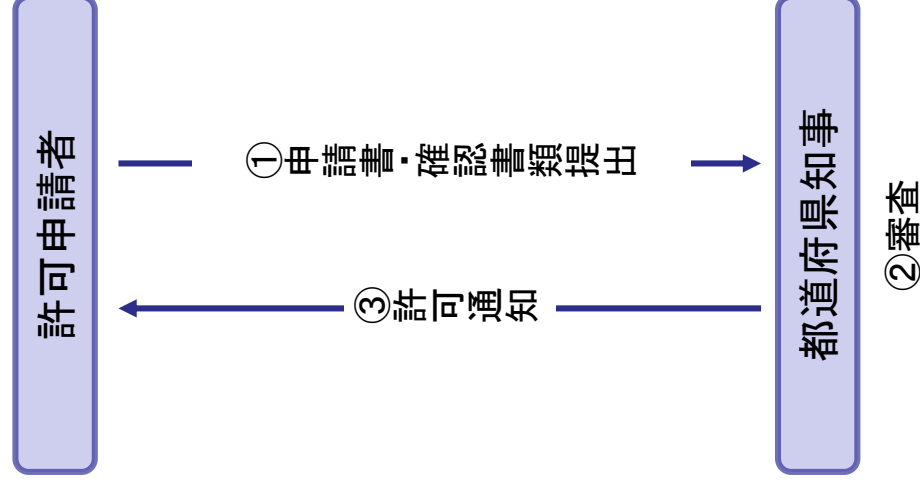
建設業許可事務のフローについて

- 二以上の都道府県の区域内に営業所を設けて建設業を営もうとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。
- 一の都道府県の区域内に営業所を設けて建設業を営もうとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。

【国土交通大臣許可の場合】



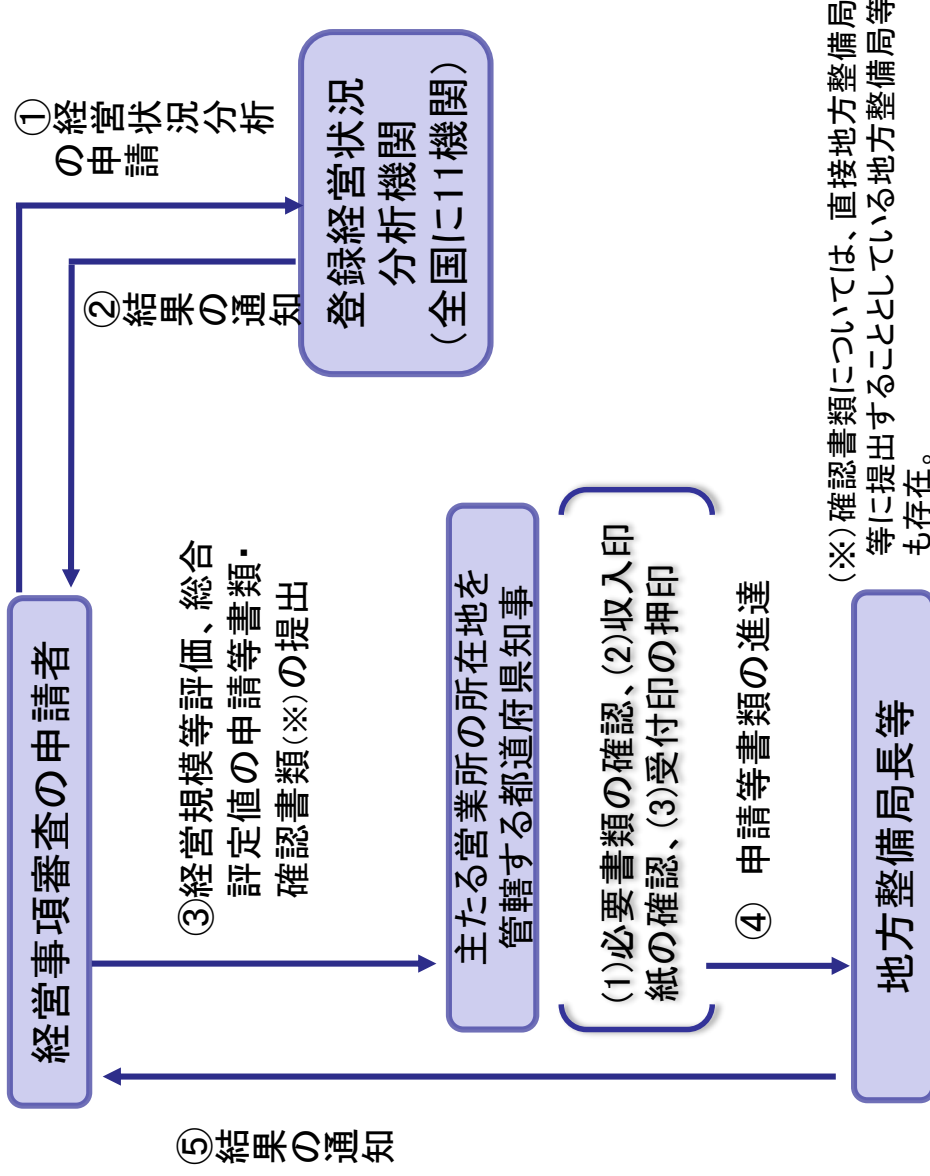
【都道府県知事許可の場合】



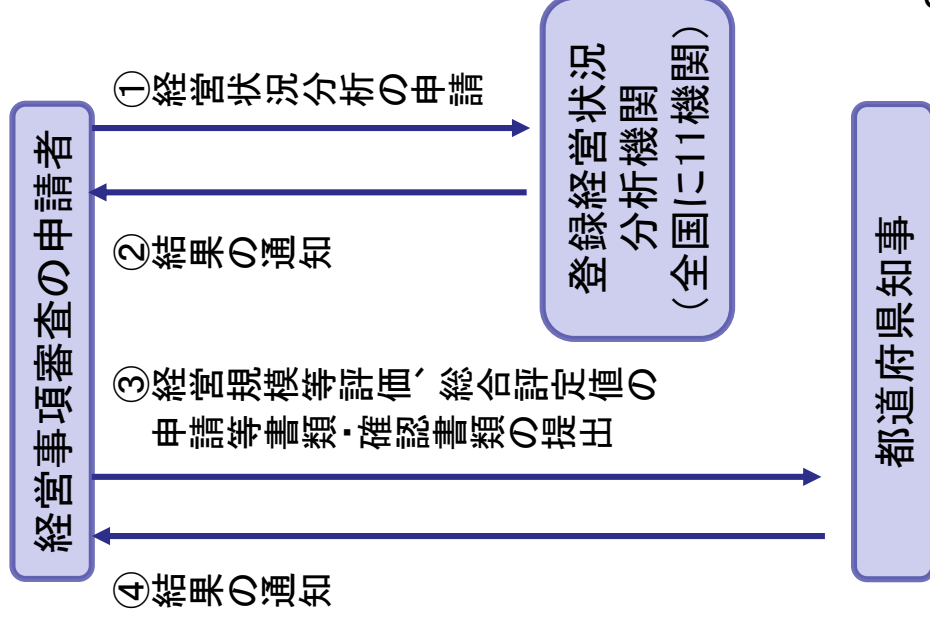
経営事項審査事務のフローについて

- 公共工事を発注者から直接請け負おうとする建設業者は、経営事項審査を受けなければならない。
- 経営事項審査は、経営状況分析（登録経営状況分析機関が実施）と経営規模等評価（許可行政庁が実施）からなり、それぞれの結果をもとに総合評定値が算出される。

【国土交通大臣許可の場合】



【都道府県知事許可の場合】



「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針」(平成29年12月26日閣議決定)を受け、地方公共団体および建設業者に対するアンケート調査を実施(本年7～9月)。

○ アンケート項目(カッコ内は選択肢)

・都道府県あて(対象:47都道府県 回収率:100%)

- ① 經由事務の処理に必要な体制と形式審査の内容(対応人数、必要書類の有無、収入印紙の有無、受付印、等の確認)
- ② 形式審査の結果、申請者に対して補正を求めめる場合の対応(補正件数、1件あたりの所要時間)
- ③ 經由事務について負担感(大いに負担となっている、負担となっている、負担となっていない)
- ④ 經由事務に対する意見・要望(現行のままでもよい、直接地方整備局あての提出がよい、どちらでもよい)
- ⑤ ④の理由(自由記述)

・建設業者あて(対象:大臣許可業者500社 回収率:63.4%)

- ① 經由事務に対する意見・要望(現行のままでもよい(窓口又は郵送)、直接地方整備局あての提出(郵送)がよい、どちらでもよい)
- ② ①の理由(自由記述)
- ③ 直接地方整備局あての提出とした場合の課題(自由記述)

平成29年の地方からの提案等に関する対応方針(平成29年12月26日閣議決定)(抄)

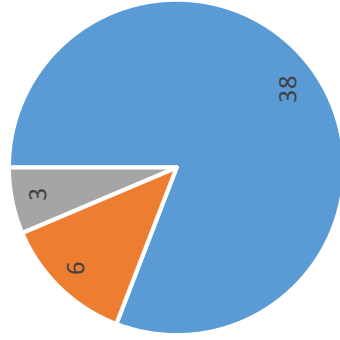
○ 建設業法(昭24法100)

二以上の都道府県の区域にわたる建設業の国土交通大臣に対する許可申請等に係る都道府県經由事務(44条の4)については、廃止する方向で、地方公共団体及び事業者の意見を聞きつつ、申請手続の電子化に関する検討と併せて検討し、平成30年中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

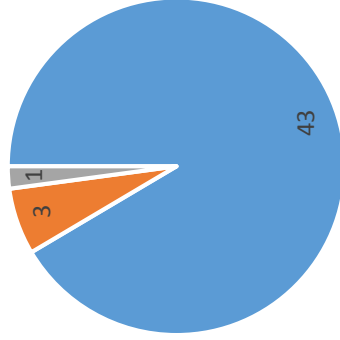
① 經由事務について、どのような体制で実施していますか。

＜確認内容＞

建設業許可申請



経営事項審査申請



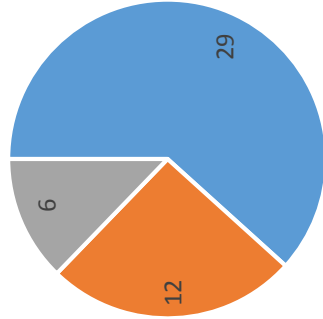
- 受付印の押印・収入印紙の押印・収入印紙の押印のみ
- 受付印の押印のみ

※その他の確認内容(抜粋)

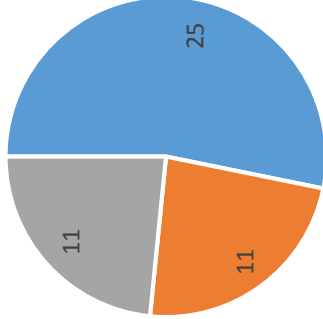
進達公文書及び進達書類内訳書の作成、財務諸表・工事経歴書の確認
 県業者管理システムへの業者情報登録、業者情報の確認、
 独自システムへの変更項目入力・技術者情報等の突合、
 申請書類と確認書類の突合、許可有効期限の確認、台帳への記載

＜1件あたりの所要時間＞

建設業許可申請



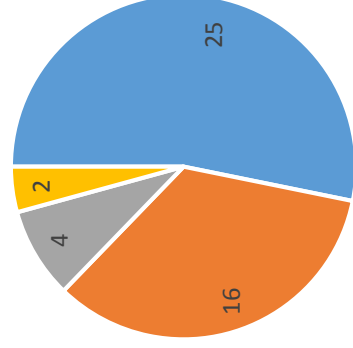
経営事項審査申請



- 11～20分
- 11～10分
- 21分以上

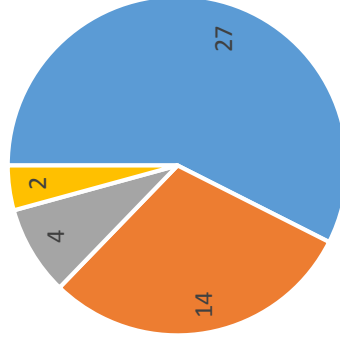
＜申請窓口のスタッフ数＞

建設業許可申請



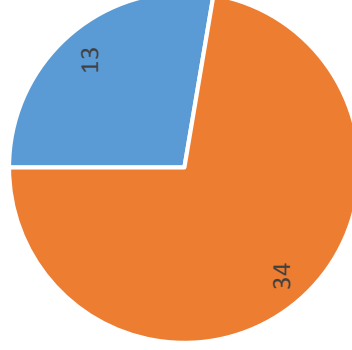
- 1人
- 2～5人
- 6～9人
- 10人以上

経営事項審査申請

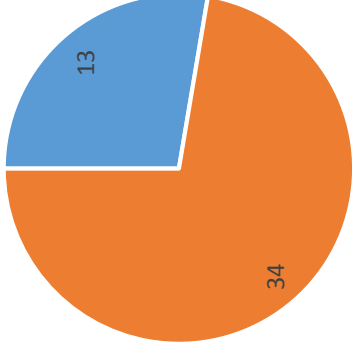


＜經由事務専門スタッフの有無＞

建設業許可申請



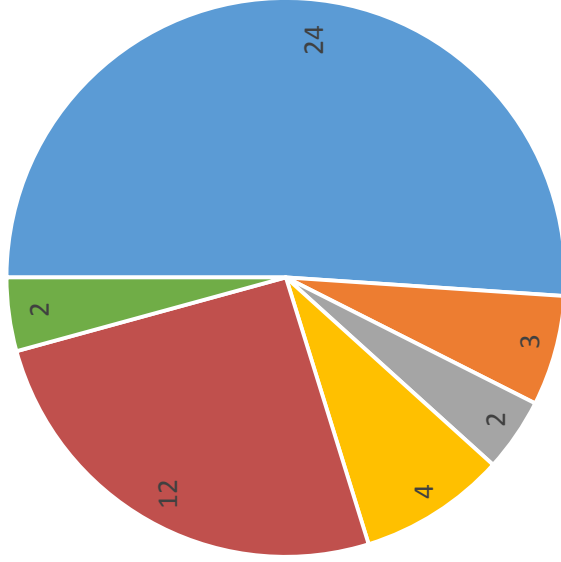
経営事項審査申請



- 大臣許可専任の対応者を置いている
- 大臣許可専任の対応者を置いていない

② 確認の結果、申請者に対して修正を求めめる事案はどの程度ありますか。

<件数>

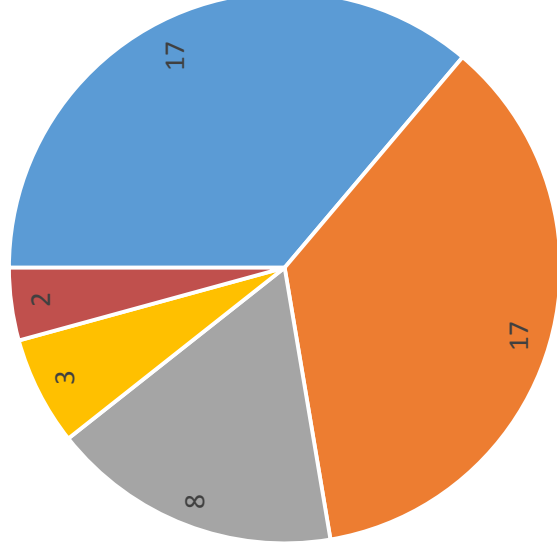


■ 1~10件に1件程度 ■ 11~20件に1件程度 ■ 21~30件に1件程度
 ■ 31~件に1件程度 ■ ほぼなし ■ 不明

<修正内容(抜粋)>

- ・旧様式での提出を新様式に修正
- ・添付書類未添付
- ・工事経歴書の記載方法

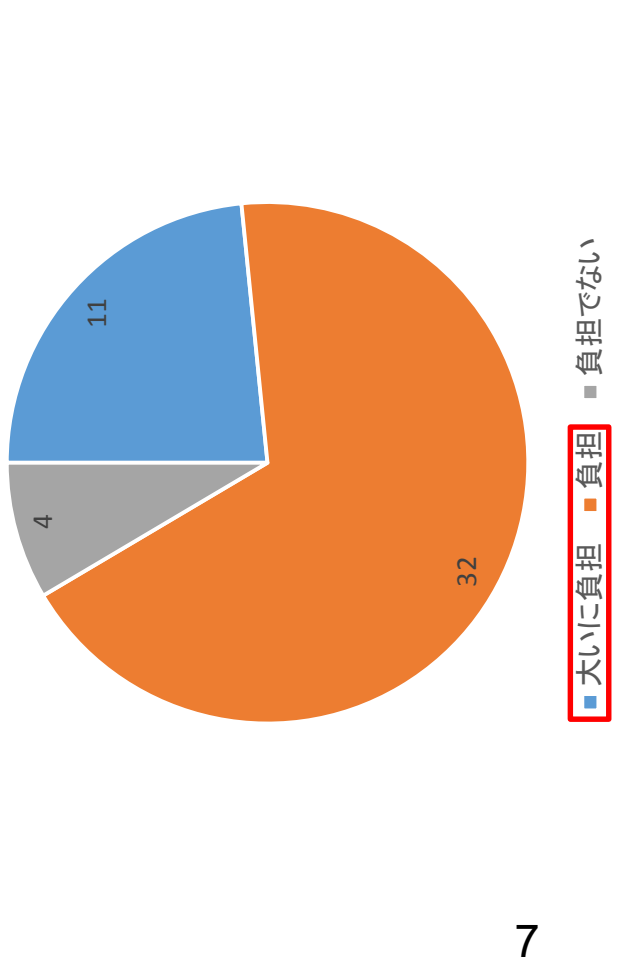
<修正にかかる所要時間>



■ なし ■ 1~5分 ■ 6~10分 ■ 11~20分 ■ 21分以上

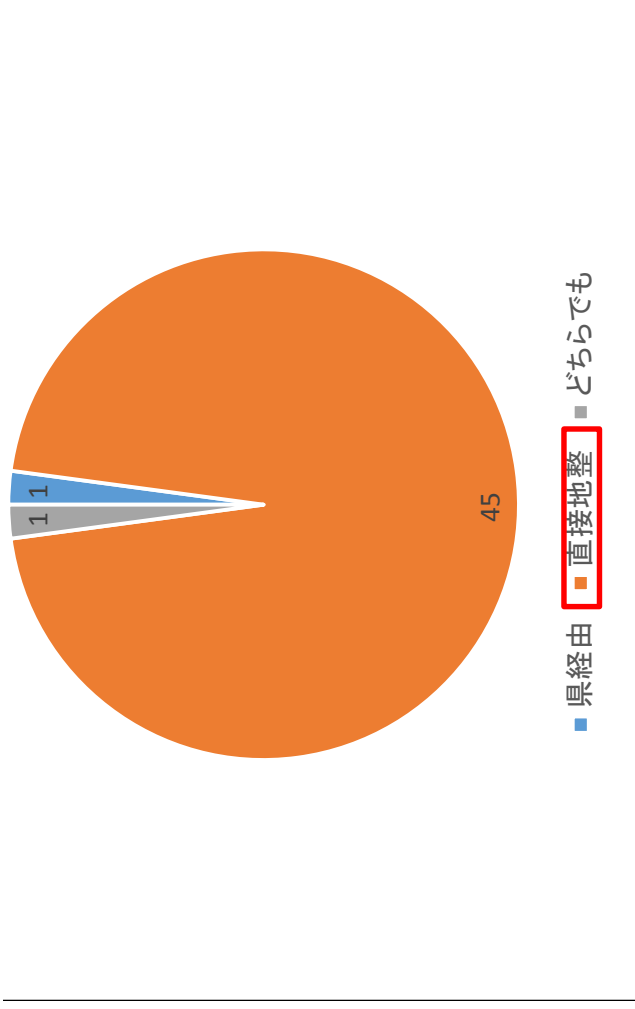
- ・印紙の不足
- ・印紙と登録免許税の混同
- ・証紙との貼り間違い

③ 経由事務について負担感をどう感じていますか。



7

④ 経由事務についてどのように考えていますか。



⑤④の理由

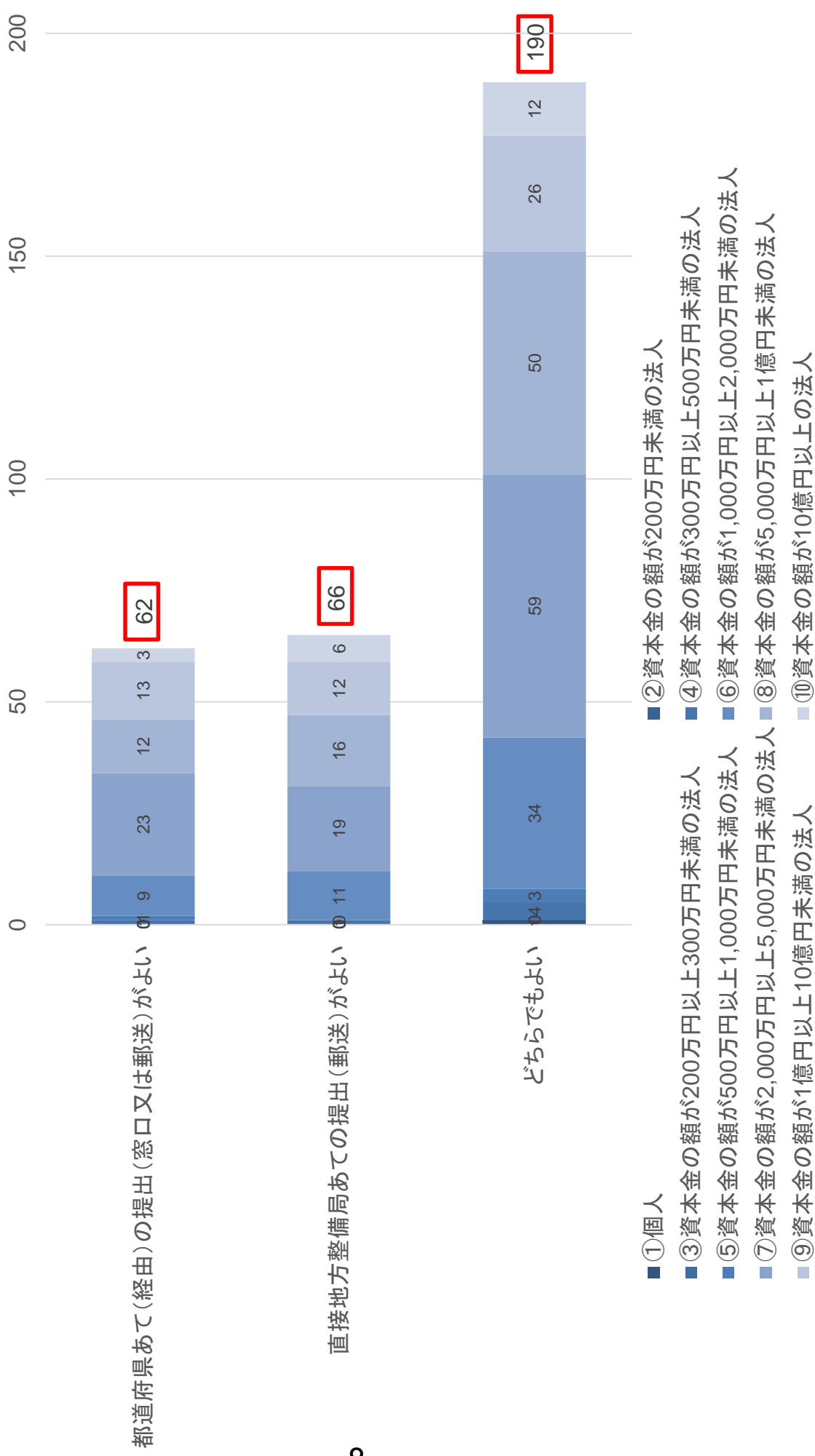
<直接地整への提出が望ましい>

- 最終的な審査は地整が行うため、都道府県での形式審査の必要がない。
- 地整と都道府県で確認書類等が異なる場合にトラブルのリスクがある。
- 確認書類は地整への郵送であるため、申請書類についても一元化したほうが効率的。
- 大臣許可業者は書類が膨大であり、経由事務の負担が大きく、進達のための書類(進達公文書や一覧表)作成や受付簿との照合作業、梱包作業に時間がかかる。
- 職員減に伴う一人あたりの事務負担効率化が全庁的な課題となっている。
- 書類紛失、情報漏洩のリスクがある。
- 進達期間がなくなるため、審査期間が短くなる。

<経由が望ましい>

- 独自に建設業許可業者情報を登録しているため、経由事務がなくなると、大臣許可業者の変更事項等が確認できなくなる。

①許可申請書類等について都道府県経由で提出することについてどのように考えていますか。



②①の理由

＜都道府県あて提出がよい＞

- ・許可の更新申請中に、発注者より建設業許可証の写しを要求された場合、受付印のある許可申請書の写しを提出しているので、その場で受付印を押してもらいたい。
- ・窓口での申請内容確認があり、書類の不備、記入の誤り等があった場合にその場で正せる。(地整あての郵送提出だと担当者との電話のやりとりだけで適切に処理できるか不安。)
- ・都道府県経由の方が、移動時間が少なくてすむため。

＜地整あて提出がよい＞

- ・都道府県を経由しない分、手続日数が短縮できると思われる。
- ・申請書類と確認書類を同時に提出するほうが効率的である。
- ・(郵送での提出ならば)持参して提出する手間が省ける。

＜どちらでもよい＞

- ・行政書士に依頼しているため分らない。
- ・提出先が変わるだけでどちらでも手間は同じ。

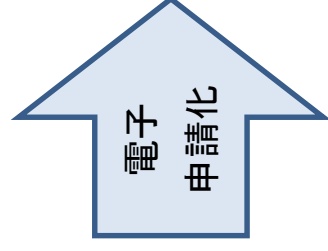
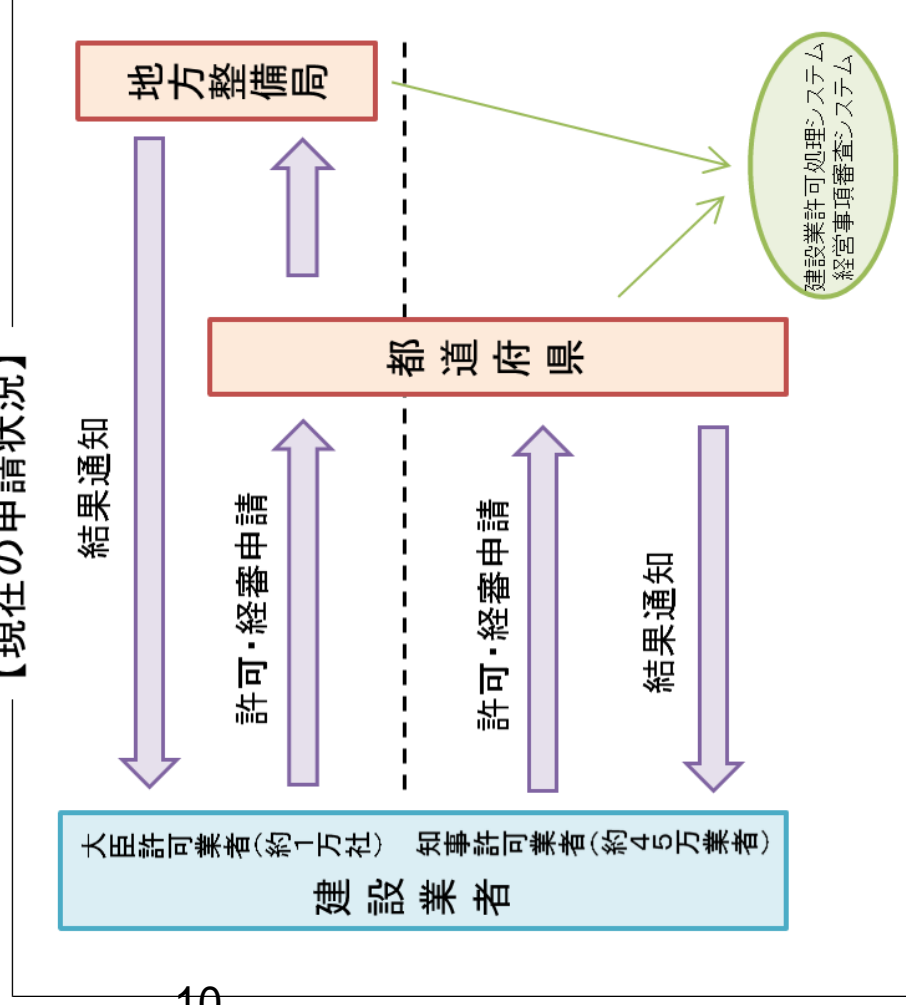
③直接地方整備局あての提出とした場合、何か困ることがありますか。

- ・受付印を押印した控えがもらえないと不安。
- ・提出先が遠くなる。
- ・郵送だけでなく、窓口への直接持参も可として頂きたい。
- ・書類の量が多い中、担当者とのやりとり(確認・補正等)がメールや電話で円滑にできるかどうか心配。

建設業許可等に係る経由事務の今後の方向性について

- 今回のアンケート結果では、都道府県の多数が「経由事務が負担である」と回答する一方で、建設業者は、「どちらでもよい」が多数を占め、「都道府県あての提出がよい」と「直接地方整備局あての提出がよい」がほぼ同数となっている。
- これらを踏まえ、今後、関係者との調整等を行った上で、経由事務の廃止に向けた取組を進めたい。
- その際、建設業者からは、「その場で受付印がほしい」「窓口での内容確認がなくなることが不安」「提出先が遠くなる」などの声もあり、経由事務の廃止にあたっては建設業者等の利便性を損なわないようにすることが不可欠。
- 上記を踏まえ、建設業許可等の電子申請化に合わせて経由事務を廃止するものとする。

【現在の申請状況】



- ・ インターネット経由の申請により、申請完了と同時に受付の証明ができるように
- ・ システム上で形式的な内容チェックを行うことにより、窓口での内容確認を代替
- ・ 事務所や自宅で申請が可能

許可申請書類等の簡素化・電子申請化等に関するロードマップ(案)

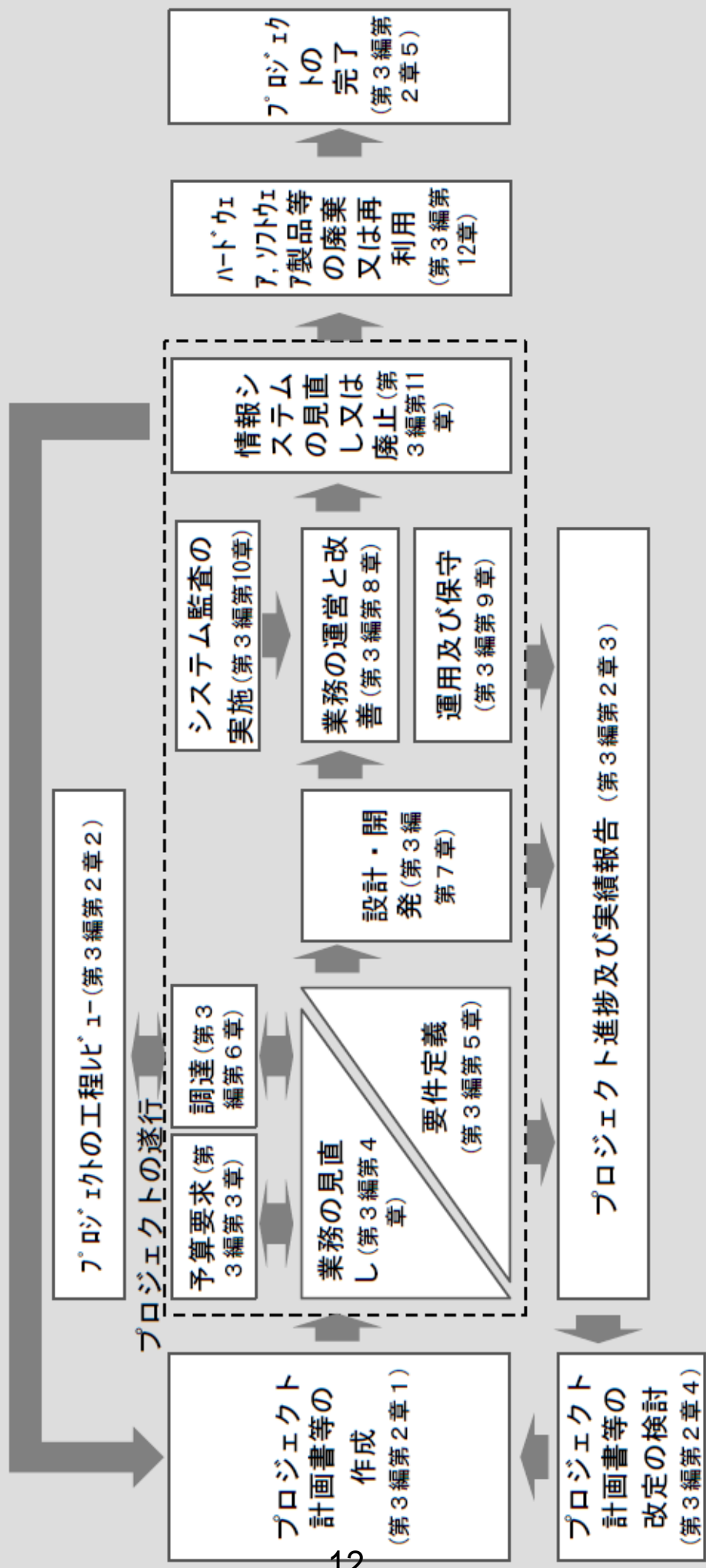


	平成30年度 4 7 10 1	平成31年度 4 7 10 1	平成32年度	平成33年度	平成34年度～
電子申請化	<p><業務の見直し></p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の類似する電子申請システムの調査(利便性の検証など) ・建設業者、許可行政庁へのアンケート ・システム全体像の策定 	<p><要件定義></p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務フローの整理(申請と審査の手続きの検討や模擬的な電子環境による作業検証) ・システムに移行すべきデータの整理 ・年間利用見込み等を踏まえた収支のシミュレーション ・システムベンダ企業等との協議 <p><関係者との調整></p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子申請システム稼働に伴う費用負担額の決定、要望聴取 ・許可行政庁・建設業者向け説明会の開催や申請マニュアル等の整備等の導入支援 	<p><設計> 基本設計</p> <p>保有データのパンチ入力</p> <p><設計> 詳細設計</p> <p>試験運用</p>	<p>電子申請運用開始 (同時に經由事務廃止)</p>	
經由事務	<p>建設業者、許可行政庁へのアンケート</p>			<ul style="list-style-type: none"> ・大臣許可業者への周知 ・各地方整備局での体制整備 	

「政府情報システムの整備及び管理に関する標準ガイドライン」(各府省情報化統括責任者連絡会議)を参考に国土交通省作成。

(参考)

	平成30年度 4 7 10 1	平成31年度 4 7 10 1	平成32年度～
書類簡素化	<p>建設業者、許可行政庁へのアンケート、具体策の検討・提案</p>	<p><様式改正></p> <p>前年度の調査業務を踏まえ、行政手続コスト2割削減(規制改革推進会議)に向け、省令、告示、通達などで規定されている様式を改正</p> <p>許可事務ガイドライン等の関係通達の改正</p>	<p>新様式申請開始</p>



「政府情報システムの整備及び管理に関する標準ガイドライン」(各府省情報化統括責任者連絡会議)より抜粋。